

平成30年第4回
美唄市議会定例会会議録
平成30年12月7日（金曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員（14名）

議長	小 関 勝 教 君
副議長	土 井 敏 興 君
1 番	丸 山 文 靖 君
2 番	吉 岡 建二郎 君
3 番	松 山 教 宗 君
4 番	川 上 美 樹 君
5 番	楠 徹 也 君
6 番	森 川 明 君
7 番	本 郷 幸 治 君
8 番	吉 岡 文 子 君
9 番	山 崎 一 広 君
10番	桜 井 龍 雄 君
11番	谷 村 知 重 君
13番	金 子 義 彦 君

◎出席説明員

市 長	高 橋 幹 夫 君
副 市 長	藤 井 英 昭 君
総 務 部 長	中 平 匡 司 君
市 民 部 長	松 田 公 史 君
保健福祉部長兼福祉事務所長	平 泉 宮 子 君
経 済 部 長	市 川 厚 記 君
都市整備部長	西 尾 正 君
市立美唄病院事務局長	小 橋 一 夫 君

消 防 長	相 馬 一 司 君
総務部総務課長	村 上 孝 徳 君
総務部総務課長補佐	置 田 孝 浩 君

教 育 長	星 野 恒 徳 君
教 育 部 長	森 川 治 君

選挙管理委員会委員長	高 田 豊 君
選挙管理委員会事務局長	（村 上 孝 徳 君）

農業委員会会長	今 田 邦 彦 君
農業委員会事務局長	佐々木 武 君

監 査 委 員	後 藤 樹 人 君
監査事務局長	永 森 峰 生 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長	三 上 忠 君
次 長	門 田 昌 之 君

午前10時00分 開議

●議長小関勝教君 これより、本日の会議を開きます。

●議長小関勝教君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

9 番 山崎一広議員、
10番 桜井龍雄議員
を指名いたします。

●議長小関勝教君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次、発言を許します。
2 番、吉岡建二郎議員。

● 2 番吉岡建二郎議員（登壇） 2018年第4回定例会にあたり、大綱2点について市長に質問いたします。

大綱の1点目、防災行政について伺います。

防災行政についての1点目、本年9月に台風21号と北海道胆振東部地震が発生しました。ちょうど第3回定例会の会期中であり、それから3カ月が経過しています。本市の被害状況等の把握も進んだものと考えます。この間に行われた臨時議会でも、地震の影響と見られる市民会館大ホールの被害についての補正予算案件がありました。その他にも各所で被害があったものと聞いておりますので、被害状況等について詳細を伺います。

また、災害時の対応についてです。10月の議会報告会で、災害時の対応について、さまざまな意見が市民から出てきています。市民生活に大きな影響を及ぼした今回の災害について、市の対応内容、それと教訓として今後の対策内容について伺います。

また、台風では多くの倒木がありましたので、その際の交通への影響や対応について、またあわせて、停電復旧時には、通電火災が発生するおそれがありましたので、こちらについての対応等、詳細を伺います。

今回、胆振東部地震では、北海道全域でのブラックアウトが発生しました。あってはならないことです。今回は9月で、まだ暖かさの残る時期でしたが、もし今この12月のような時期にブラックアウトが発生していたとしたら、さまざまな面で9月とは比べものにならない規模での被害が発生していたのではないかと容易に考えられます。本市としても、全く予想していなかったことかと考えます。

史上初のブラックアウトの発生について、市としてどのようにとらえているのでしょうか。

また、ブラックアウトが発生した根本原因については、大規模地震発生時への備えとしては、不適格な大型電源への過度な集中という電力供給体制で運営をしていた北海道電力の想定甘さにあったという指摘が各所から出てきています。電源集中により、コストの低減を優先し、安定供給を二の次としていたという、そのことには大きな責任があります。停電により、本市も市民も大きな被害に遭っています。ブラックアウトを再び引き起こさない仕組みづくりを北海道電力に求めていき、社会インフラとして生活を支えていることの責任を再認識していただき、電力の安定供給、その責任を果たしてもらわなくてはなりません。市民生活に甚大な被害を与えたブラックアウトについて、北海道電力の責任について、市長がどのように考えるか伺います。

防災行政についての2点目、本年3月の南一の沢川で発生した災害について伺います。

発生後、これまでにかけて、一般質問ですとか、そのほかの場で議論が続けられています。私も一般質問の場では、何度か伺っておりますので、第3回定例会以降に行った対応について確認いたします。

また、この災害には、条例で禁止されていた河川への雪捨て行為が大きく被害を及ぼす影響となったと考えています。これまでよりも強く注意を促していくことを求めてきていますが、それによって、道路ですとか他人の敷地ですとか、そういった場所への違法な雪捨てが発生することがあっては、またこれも問題となり、トラブルの原因になりかねませ

ん。私、対策として、例えば未利用地を活用して、雪捨て場として利用する、こういった形でこれまで以上、これまでにない対応を検討していく必要があるのではないかと考えますが、市長の考えを伺います。

大綱の２点目、市内公共交通について伺います。

将来の人口減少に対応していくため、本市では現在、さまざまな計画や構想が進んでいます。公共交通機関についても同様に今後のあり方について考え直す大きな転換点を迎えております。早急な見直しと今後の計画を立てていかななくてはならない状況です。現状の確認として、公共交通機関の市内の路線の現状、また、主な利用目的、市と民間事業者での過去３年間の利用延べ人数の推移について伺います。

また、公共交通の今後について大きく影響してくるコンパクトシティ構想において、公共交通の役割をどのようにとらえているかを伺います。

また、本年10月、11月の２カ月間、市内路線バスの路線変更に関する実証運行が行われています。昨年も同時期に実証運行を行っていました。昨年の実証運行とは、どのような相違点があり、どういった意図をもって行われたものなのかについて伺います。

あわせて、路線変更の際に、どういった面に配慮をするのかなど、考え方について伺います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 吉岡議員の質問にお答えいたします。

初めに、防災行政について、台風21号と北

海道胆振東部地震の被害状況についてであります。台風21号につきましては、住宅の一部損壊が19件、物置などの一部損壊が５件、倒木が92本、農業被害につきましては、ビニールハウスの損壊が181棟、農機具格納庫の屋根やシャッターなどの損壊が50件、公共施設につきましては、倒木が57本、開発排水機場の屋根のはがれ、公民館桜井邸分館の窓ガラスの破損、市立美唄病院の軒先のはがれ、防風林の倒木が360本あったところであります。

次に、北海道胆振東部地震の被害状況につきましては、住宅の一部損壊が５件、公共施設につきましては、市民会館大ホールの上部から、小さなモルタル片の落下や送風口の部品の一部の落下、温水プールのろ過機ポンプなどの故障、市立美唄病院の高架水槽に配管されている送水管の漏水、ゆ〜りん館に送水する浄水ポンプ室の流入流出計の故障などがありました。いずれも人的被害はなかったところであります。

次に、災害時における本市の対応につきましては、台風21号につきまして、９月４日の午後６時34分に暴風警報が発令されたことから、第一非常配備体制をとり、各防災関係機関と連携を図りながら、市民の皆様からの通報や消防本部、美唄警察署からの災害情報の収集や道路パトロール、各公共施設の確認などを行うと同時に、道路や電線などへの倒木、屋根はがれなどの応急措置についての対応を国・道などの管理者や各関係機関へ依頼するとともに、消防本部や都市整備課で対応したところであります。

なお、市内の各地で道路上に倒木や物置の屋根などがあることから、通行に支障がある

との通報が寄せられましたが、早急に撤去したことにより、通行に大きな支障はなかったところであります。

また、小中学校につきましては、始業時を2時間繰り下げる安全対策をとったところがあります。

次に、北海道胆振東部地震時の対応についてであります。9月6日、午前3時7分の胆振東部地震において、本市では震度4を観測したことから、直ちに第一非常配備体制をとったところ、午前3時25分頃に市内全域が停電となり、その後、道路・橋・河川の巡視など情報収集を行っていたところ、北海道全域での大規模な停電であることが確認できたことから、午前6時45分に災害対策本部を設置し、各防災関係機関との連携のもと、その対応にあたったところあります。

主な対応といたしましては、余震と停電に不安のある方のために、避難所を4カ所開設し、炊き出しなどの食事の提供を行い、延べ401名が利用したところあります。

また、広報車やホームページなどによる情報伝達、要配慮者の状況確認などを行ったところあります。

さらに、市役所などでの携帯電話の充電場の提供、総合体育館と温水プールにおいてのシャワーの提供などを行ったところあります。

なお、小中学校及び栄幼稚園は7日まで、各保育園及び認定こども園は8日までを休みとする安全対策をとったところあります。

今後の対応といたしましては、今回の地震を教訓として、庁内で課題や今後、対応すべき項目を整理したところであり、主な内容と

いたしましては、「広報車の内容が聞き取れなかった」との声があったことから、スピーカーの音量を上げることや、車のスピードを落とすなど、止めて伝えることにより、聞こえやすくするための改善、要配慮者の状況把握を行うための体制づくり、市役所や避難所における携帯電話の充電コーナーの設置などの対応を図ることとしたところあります。

また、停電からの復旧時に通電火災が発生するおそれがあることから、ブレーカーを落とすなどの対策についての周知につきましても必要であると考えているところあります。

次に、ブラックアウトにつきましては、胆振東部地震により、主力電源である苫東厚真発電所をはじめとした北海道内すべての発電所が緊急停止し、北海道全域の約295万戸が停電する事態となりました。

地震による被害のなかった水力・火力発電所を順次、再稼働させることで復旧されましたが、道内全域に及ぶ停電、ブラックアウトは、市民生活に甚大な影響を与えたところあります。

このことから、電力広域的運営推進機関では、ブラックアウトの発生原因の分析や一定の供給力確保に至るプロセスの技術的な検証、再発防止策などの検討を目的とする「北海道胆振東部地震に伴う大規模停電に関する検証委員会」を設置して、年内をめどに最終報告を取りまとめる予定と伺っております。

市といたしましては、9月20日に北海道電力に対して、迅速な情報発信や市との連携につきまして申し入れしたところであり、今後はより一層の連携強化を図っていきたいと考えているところあります。

なお、電力広域的運営推進機関による検証委員会において、ブラックアウトについての検証が行われているところであることから、現時点において、北海道電力の責任につきましては、申し上げることは差し控えたいと考えております。

次に、本年3月の南一の沢川で発生した災害についてであります。発生後のこれまでの対応につきまして、本年9月の第3回定例会以降は、11月に南一の沢川において雪捨て禁止に関する看板を北栄橋、人道橋、千種橋の3地点、6カ所に設置したところであります。

また、沿線住民や事業者による河川への雪捨てについての聞き取り調査を継続して行うとともに、被害に遭われた方や消防、警察から災害発生時の状況や対応の聞き取りをし、時系列の整理を行っているところであります。

さらに、河川の維持管理に対します基本的な方針を示す「美唄市河川維持管理マニュアル」を10月に策定したところであり、市が管理する河川のうち、パトロールが可能な25の河川につきまして、11月に現地調査を行い、状況写真の撮影を行ったところであります。

次に、防災的観点からの排雪対策につきましては、河川への雪捨て禁止の看板を設置したことにより、道路への違法な雪捨ても考えられますが、広報紙メロディーや市のホームページにおきまして、市民の皆様へは、道路への雪出しはしないよう、雪は自分の敷地に積み上げるか、雪捨て場に運搬していただくよう周知を図っているところであります。

また、未利用地などを活用いたしました雪捨て場の確保につきましては、土地所有者の

意向や、その後の管理など課題もありますので、進徳町に開設しております雪捨て場をご利用していただきたいと考えているところであります。

次に、市内公共交通について、公共交通機関についてであります。本市の現状につきましては、主に市街地を循環運行する市民バス東線、進徳・拓北地区を運行する市民バス西線、民間事業者で運行しております南美唄線及び市民バスの空白地帯を運行する乗合タクシーにより、高齢者などの交通弱者に対します通院や買い物など、日常生活に配慮した公共交通につきまして、国の支援を受けながら実施しているところであります。

市民バスの東線と西線の過去3カ年度の利用延べ人数につきましては、平成27年度7万6,463名、平成28年度7万6,052名、平成29年度7万1,203名となっているところであります。

また、民間事業者により運行しております南美唄線と乗合タクシーの過去3カ年度の利用延べ人数につきましては、平成27年度6万1,847名、平成28年度5万8,934名、平成29年度5万5,486名となっているところであります。

次に、コンパクトシティ構想を踏まえた今後につきまして、市街地におきましては、公共交通により目的地への円滑な移動のほか、市街地と周辺地区との連携につきましては、スクールバスへの一般市民の混乗や、一定程度利用が見込まれる地区での乗合タクシーによりきめ細やかな輸送により、利用しやすい公共交通体系を目指しており、今後につきましても、市民の利便性や安全性の確

保に努めてまいりたいと考えているところがあります。

次に、市内路線バスについてであります、昨年の実証運行との相違点につきまして、昨年の10月・11月に市民バス東線・南美唄線ともに、駅を拠点とした八の字運行として実証運行を行いました、その後のアンケート調査の結果により、駅での乗り換えや新たな路線につきまして、「利用しづらい」「不便である」との声が多かったことから、市民バス東線につきましては、循環型路線を継承することとし、南美唄線につきましては、病院やスーパーなどへ効率的な乗り入れを行う路線としたところがあります。

次に、路線変更の考え方についてですが、アンケート調査でのご意見などを踏まえ、各路線の乗降者数や運行に関する問題点などの検証を行い、市民が利用しやすい運行路線となるよう努めたところがあります。

●議長小関勝教君 2番、吉岡建二郎議員。

●2番吉岡建二郎議員 自席より再質問いたします。

防災行政について、被害状況についてはご答弁いただき、内容を理解いたしました。まず、いずれも人的被害はなかったことは、不幸中の幸いかと考えます。

しかし、震度4という本市での震度で、各公共施設でいろいろな被害が出ているということは、今後また、それよりも大きな地震が起こることも想定していかななくてはならないという面もありますので、今後の事後の対応についても教訓としていくためにも、被害への対応について、しっかりと把握をしていくことが重要かと考えます。今ほど伺いました

各所それぞれの被害について、現状どのように対応が進行しているのかについて伺います。

また、ブラックアウトについて、9月中という早い時期に申し入れを行い、北海道電力との連携強化を図っていくということ、この考えについては理解いたしますし、やはり迅速な対応をしていくことが重要かと思えます。

しかしながら、苫東厚真火力発電所の耐震強度、これが震度5相当だったという事実、それを北海道知事が把握していなかったということ、また、電力システムの一極集中リスクを北海道電力が軽視していたということ、災害時の電力供給のための北本連携、北海道と本州との連携、これが機能しなかったということ等もろもろを考えれば、北海道電力の責任は明らかにあったと考えます。

市長が今ほどの答弁で触れられた検証委員会、もちろん技術的な面を中心という検証委員会だと私も調べて確認をいたしましたが、この中で、中間報告が出ておりまして、その中で、「今回の事象がもたらす社会的影響を勘案すれば、今後、ブラックアウトを極力回避するため、停電発生リスクや発生時間を低減する運用上の対策を検討し、実施する必要があると考えられる」と、このような報告が出されてきています。

北海道知事も9月の道議会で、「北電の責任は極めて重い」と発言をし、まさにそのとおりであり、美唄市民も暮らしや産業活動において、重大な影響を受けてきています。こういった本市が受けた影響を考えれば、市民の代表として、ぜひとも北海道電力の責任について発言することを差し控えるのではなく、ブラックアウトを再び引き起こさないために

も、その責任について言及すべきと考えます。改めて市長の考え、ブラックアウトについて伺います。

また、南一の沢川での災害について、概ね理解をいたしました。また、今年の冬も、こういった同じようなことが起こっては絶対にならないことですので、この反省を生かすためにも対応をしていくことと、それを教訓として、しっかりと今後取り入れていくことをお願いしたいと思います。

また、排雪の問題、さまざまなトラブルにもつながりかねないことですので、今後もぜひ、いろいろと検討を重ね、注視して、適切な対応がされていくことを願います。

南一の沢川での災害については、1点再質問をいたします。11月に現地調査を行い、状況写真の撮影を行った河川が25あるということですが、これまで以上に冬期間のパトロール、再び引き起こさないためにも必要になってくると考えます。今後のパトロール等の対応について、どのように行っていくのかを伺います。

公共交通についてですが、人口減少が急速に進んでいく中で、年々利用者数が減っているその実態を確認させていただきました。

また、ご答弁されたとおり、利用しやすい公共交通体系、利便性と安全性の確保、大変重要で全くもってそのご答弁のとおりだと考えます。

現在、実証運行を行い路線変更に取り組んでいるところですが、今後こういった見直しを行う必要性は、他の路線、他の部分でも高まっていくと考えます。本市の今後の公共交

通の方向性について、市長はどのように考えられているかを伺います。

また、市内路線バスの実証運行についてですが、アンケートや意見交換会での調査結果の取りまとめの段階で、今の段階から断定的な意見を述べるというのは難しいことですが、実際に昨年と今年と実証運行時、乗車し利用者との対話をしてきましたし、また、市民との対話の中で、いろいろと伺っている範囲では、先ほどの昨年のアンケート結果にもありましたとおり、やはり「利用しづらい」「不便である」という声は、今年の実証運行の際にも、拭い切れていないものかと思います。中には、今まであまりバスを利用していなかったという方が、「こんな便利なものがあったのか」というような意見もあったとは聞いていますが、やはり、従来から利用されている方々、これの使い勝手が悪くなってしまえば、路線の維持を続けるということも難しくなってしまうのではないかと、そのように考えます。路線変更することで、従来の利用者の利便性を損なうことになりかねないという状況にあるんです。路線維持のために国からの補助金が必要であり、その補助要件を満たすための路線変更ということを行うというのは、必要なことなのかもしれませんが、それによって利便性を損ない、さらに維持困難な路線となってしまうのは、本末転倒となります。利便性を考え、利用しやすい路線の確保に努める、こういうことであるのならば、路線変更をせずに、これまでの路線を維持していくことでも、それを選択肢として考える必要があると、そのように私は考えます。ぜひ市長として、市民の代表として、本市の切実な実態を国に

率直に伝えていただき、補助要件の見直しや路線変更を伴わない形での補助を求めていくべきです。市長の考え方、今後の取り組み方について伺います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 吉岡議員の質問にお答えいたします。

初めに、台風21号と胆振東部地震の被害への市の対応についてであります。台風や地震によって、住宅など個人の財産に被害が生じたことにより、損害保険などの支援を受けられる方に対して、被災証明書の発行を申請に基づいて行うとともに、ビニールハウスや農機具格納庫等の営農施設に被害が生じた方に対しては、10月に経営体育成支援事業の要望受付を行い、国へ助成要望を提出しており、さらに、本日7日までに二次要望受付を行っているところであります。

また、被害を受けた開発排水機場の屋根、公民館桜井邸分館の窓ガラス、市立美唄病院の軒先及び高架水槽の送水管、温水プールのろ過機ポンプ、ゆ〜りん館の流入流出計につきましては、順次、修繕を行い、施設の利用に大きな影響はなかったところであります。

さらに、市民会館大ホールの小さなモルタル片や送風口の部品の一部の落下につきましては、安全点検などの作業のため、閉鎖して点検や修繕作業を行った結果、使用可能になりましたことから、12月4日に利用を再開したところであり、倒木につきましては、撤去等の処理を行ったところであります。

次に、ブラックアウトにおける北海道電力の責任につきましては、先ほどもご答弁させていただきましたとおり、責任について申し

上げることは差し控えさせていただきますが、停電による市民生活への影響は非常に大きいことから、今回の発生原因の分析をしっかりと行い、再発防止策を講じることにより、安定的に電力の供給をしていただきたいと考えているところであります。

次に、冬期間における河川のパトロールについてであります。「美唄市河川維持管理マニュアル」に基づき、月1回程度の通常パトロールにより、危険箇所の発見に努めるほか、台風、豪雨、地震など、気象庁から発せられる警報や住民からの通報などにおいて、災害発生のおそれがある場合は、河川施設の状況及び利用状況を把握し、適切な措置を講ずるために異常時パトロールを実施してまいります。

次に、本市の今後の公共交通の方向性についてであります。人口減少や高齢化が進む中、新たに策定した「美唄市地域公共交通網形成計画」を基本とし、目的地への円滑な移動を確保するため、必要に応じバス路線の変更等、公共交通の見直しを行いながら、持続可能な公共交通体系の構築を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、市民の利便性の考え方についてであります。地域の人口減少により、市民バスの利用者が年々減少していく中で、バス路線を維持していくためにも、国からの支援は必要であると考えておりますが、そのことによって、著しく利用者の利便性が損なわれることのないよう、これまでの沿線住民との意見交換会でのさまざまな賛否の意見を受け止めながら、今後、バスを運行していく中で、より市民が利用しやすい公共交通の確保やサー

ビスの向上に努めてまいりたいと考えている
ところであります。

なお、国に対しましては、これまで、北海道空知地方総合開発期成会を通じ、適切な支援手段を講ずるよう要望してまいりましたが、引き続き、関係団体などと連携の上、要望を継続してまいりたいと考えているところであります。

●議長小関勝教君 次に移ります。

10番、桜井龍雄議員。

●10番桜井龍雄議員（登壇） 平成30年第4回定例会にあたり、大綱4点について、市長、教育長にお伺いいたします。

今年の北海道は、春から低温と長雨といった異常気象に見舞われ、農作物の生育が遅れたり、湿害により作物の生育に障害が出ました。

さらに9月には台風と地震に連続で襲われ、甚大な被害がありました。被害に遭った方々には心よりお見舞いを申し上げるとともに、一刻も早い復興をご祈念申し上げます。

大綱の1点目は、農業行政であります。

その1つ目は、農業排水路の整備についてであります。最近の異常気象により、集中豪雨で畑の冠水が確認されており、市内各地より農業排水路の整備要望がありますが、なかなか対応できない状況にあります。私も3年前から早急な対応が必要だと訴えてきたところであります。また9月には、空知総合振興局との勉強会を開いたところではありますが、その後の対応について市長にお伺いいたします。

その2点目は、農道整備についてであります。過去の農道整備事業により整備された市

道の再整備についてお伺いいたします。

本市の農村地域の道路網を合理的に整備してきた農道整備事業については、農村地域の基幹的な道路として整備され、さまざまな効果を上げたほか、市道の改良率及び舗装率の向上など、道路行政にも大きく貢献してまいりましたが、整備後20年から30年前後が経過しており、舗装の亀裂や段差及び橋りょうや附帯施設の老朽化などが数多く生じて、我々農村地域の住民にとって、営農に直結し、早急に実施すべき重要課題となっております。道路行政としては毎年努力していただいておりますが、市内全域のことで、現状ではなかなか追いつけない状況と認識しております。本市単独では、財政状況からして無理なので、道との協議の中で、有利な補助事業があれば、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

そこで、排水対策同様、9月の勉強会後の対応について市長にお伺いいたします。

大綱の2点目は、労働行政であります。

現在、中小企業や介護施設など、人手不足は深刻化しており、本市においても、経済社会基盤を妨げる可能性が出てきていると思われます。特に、建設業界や介護職で求職が少なく、人手が足りない現場では、長時間労働や休日出勤が常態化しているともいわれております。また、農業も高収益作物の栽培においても、労働力不足となっております。このため、労働力不足を補うために、外国人の円滑な受け入れの促進と、外国人との共生社会が今後必要となってくると考えられますが、そこで1点目として、本市の外国人就労の状況について、2点目として、外国人就労前の教育などについて市長にお伺いいたします。

大綱の３点目、市長選挙出馬についてお聞きいたします。

本年９月、第３回定例会において、同僚議員から平成31年に実施予定されている市長選挙に向け、美唄市民が安全安心で希望を持って暮らし、本当に住んでよかったと思えるまちづくりのため、そして、さらなる地域経済の活性化を図るために、真剣に出馬を考えるべきとの質問がありましたが、市長は、市長選挙への立起については、後援会や関係者の皆さんとも相談しながら前向きに検討するとの答弁でした。

そこで、私から改めてお聞きいたしますが、第３回定例会後、後援会等と出馬に向けての協議をされたのか、また、協議の結果はどうなったのか、経過を含めてお伺いいたします。

大綱の４点目は、教育行政であります。

美工跡地の体育センターについてですが、美唄のクライミングは、全国的にも有名な指導者がいるとお聞きしておりますが、体育センターの利用もクライミングの利用者も多いと聞いております。

その１つ目に、体育センターの種目別利用状況について、その２つ目に、現在の体育センターにはないスピード壁を整備し、クライミングに特化した施設として利用してもらい、他の利用者のために閉校となる学校跡地で、その他の種目が活動できるよう機能を移し、校舎についても合宿できるよう整備し活用する考え方について、教育長にお伺いいたします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 桜井議員の質問にお答えいたします。

初めに、農業行政について、農業排水路と農道整備についてであります。農業排水路整備につきましては、平成27年度から平成29年度に札幌開発建設部が実施された空知中部地域整備方向検討調査では、施設の劣化はあるものの、排水路の改良には至らないなどの結論となり、国営での事業化の方向は示されなかったところであります。

しかしながら、近年、大雨や台風の上陸など、北海道においても異常気象の発生が多く、排水路の役割は、ますます重要となっておりますので、施設の改良の事業化に向けて、引き続き、国や道とも協議を続けてまいりたいと考えているところであります。

なお、施設機能の維持に向けましては、市において、排水路のしゅんせつや修繕などを行い、営農に支障がないよう対応してまいりたいと考えているところであります。

次に、農道整備についてであります。国や道の基盤整備事業等により整備された農道で、市が移管を受けた農道の維持管理を農道維持管理事業で実施しておりますが、大規模な道路整備は財源が必要となりますことから、市単独での対応は難しい状況となっております。

このため、これまでも道などの事業での対応が可能であるか、関係機関と協議してきたところでありますが、本年９月には、空知総合振興局の担当部局を交え、補助事業採択の勉強会を開催し、採択要件や採択状況などにつきまして、さらに情報交換を行ったところであります。

今後につきましても、道の指導・アドバイスをいただきながら、整備の可能性について

継続して検討していきたいと考えております。

次に、労働行政について、労働力不足についてであります。ハローワーク岩見沢管内における直近10月現在の有効求人倍率は1.37倍となっており、このことは、景気の改善傾向を示す指標であると同時に、深刻な人手不足ともとられ、市としても経済の活性化対策や雇用対策に取り組んでいるところであります。

現在の本市における外国人就労につきましては、在留資格で申し上げますと、技能実習生であります「技能実習」で2名、外国料理の調理師などの「技能」で2名、語学講師など「技術・人文知識・国際業務」で2名の計6名と認識しているところであります。

次に、外国人就労前の教育についてであります。外国人技能実習制度につきまして申し上げますと、技能実習生の受け入れにつきましては、受け入れ機関または登録支援機関が行うこととなっており、入国前や入国後に日本語教育や技能実習生に必要な知識等につきまして、講習を受けた後に実践的な技能等の修得を行っていくこととなっているところであります。

今後、新たな在留資格制度が法制化されますと、外国人労働者の受け入れも多くなっていくことが予想されますので、円滑な受け入れ体制のほか、外国人にとっても、生活しやすいまちづくりに配慮するとともに、受け入れ後の技能訓練機関として、美唄地域人材開発センターの活用の可否など、情報収集を行い、対応してまいりたいと考えているところであります。

次に、市長選挙出馬についてであります。

私は11月13日に開催されました私の後援会拡大役員会の場において、これまで、市民の皆さんと一緒に描いてきたふるさと美唄の創生については、まだまだ道のりの途中であると思慮し、まずは残された任期におきまして、堅実な財政運営に努めるとともに、活力あるまちづくり、安心・安全なまちづくりに向けて、全力で取り組んでいくことを報告したとともに、本市は、少子高齢化や人口減少など課題が山積していることから、未来の美唄づくりに邁進したいと申し上げたところであります。

後援会の方々からは、私が掲げた公約や、さまざまな施策の達成状況を総括し、総合的な判断のもと、私の立起に関して、励ましのお言葉をいただいたところであり、私といたしましては、本市が抱えているさまざまな課題の解決に向けて、来年7月の任期満了に伴う市長選に立起することを決意したところであります。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君（登壇） 桜井議員の質問にお答えいたします。

体育センターの利用状況についてであります。平成29年度の種目別利用では、ミニバレーボールが1,243人、続いてバドミントンが2,049人、クライミングが3,041人、格技場利用では、卓球が865人、カローリング785人、剣道1,234人が利用し、その他では、バスケットボール、バレーボール、テニポン、空手、冬期間はゲートボールなどの利用となっており、平成29年度では1万2,120人となり、平成28年度と比較すると、1,657人増となっているところでございます。

次に、スピード壁の整備についてであります。体育センターの利用者増を図るために有効的ではありますが、現在の体育センターの天井高では、高さ15メートルのスピード壁を設置することは難しいところであり、このことから、教育委員会といたしましては、現在設置しているクライミング壁の整備・拡充により、利用者増を図ってまいりたいと考えております。

次に、閉校後の学校跡利用につきましては、まずは施設全体の利用を前提とし、その維持管理費を負担し、利用していただくこととなりますが、学校施設について、地域で利用する意向調査をしたところ、茶志内小学校、峰延中学校とも地域において利用しないことを確認しているところであります。

次の手続きとしては、全庁的に公共施設としての利用について検討することとなり、さらに、公共施設としての利用がない場合には、民間への売却を進める手続きとなるところでございます。

なお、峰延中学校につきましては、林業大学校としての利用がないことから、庁内議論を経て、民間売却の方向で決まったところでございます。

教育委員会といたしましては、現在、学校跡地への市民のスポーツ利用は検討していないところでございますが、近隣自治体では、夕張市の「合宿の宿ひまわり」、栗山町の「雨煙別小コカ・コーラ環境ハウス」や、最近では、深川市の「音江広里交流館エフパシオ」が、スポーツ合宿、文化合宿などの多目的宿泊施設として開設した事例もあることから、これら取り組み事例などを参考に、今後、学

校施設が合宿を中心とした多目的宿泊施設として活用できるか、費用対効果も含めて調査研究に努めてまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 10番、桜井龍雄議員。

●10番桜井龍雄議員 自席から、再質問させていただきます。

国営・道営基盤整備事業によりでき上がりました素晴らしい農村地域を守るため、近年、国も強く提唱しております国土強靱化に伴う防災・減災対策としても、計画的なかんがい排水事業の採択を目指していくべきと考えます。

また、農道整備事業により整備された市道の再整備については、勉強会を開催し、情報交換を行いました。その際、市としては事業採択の可能性について継続して検討していくとの答弁でしたが、どのように検討していくのか、市長にお伺いいたします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 桜井議員の質問にお答えいたします。

農業排水路と農道整備についてであります。来年度につきましては、これまでに各地域から提出されております要望箇所や受益地域の実情を取りまとめ、空知総合振興局などの関係部局とともに勉強会を行うほか、同振興局にも参加いただいて、現地調査や情報交換を積極的に行い、国や道に対して、施設整備についての要望を行ってまいりたいと考えているところであります。

●議長小関勝教君 10番、桜井龍雄議員。

●10番桜井龍雄議員 1つだけ、再々質問させていただきます。

道営事業などの新規事業採択の前段手続き

である農業農村整備事業管理計画書の事業登載については、年に1度しか機会がないとお聞きしておりますが、事業登載が遅れますと、それだけ事業採択が遠のいていきますので、一刻も早く地域のために事業登載をしていただきたいと思います。地元としても協力を惜しまずやっていきたいと思いますが、次年度に向けて、このことについて、市長にお伺いいたします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 事業登載についてでありますけれども、来年度以降、可能かどうか、道などと協議をしていきたいと考えているところでございます。

●議長小関勝教君 次に移ります。

4番、川上美樹議員。

●4番川上美樹議員（登壇） 平成30年第4回定例会におきまして、大綱3点について、市長ならびに教育長にお伺いをいたします。

大綱1点目は、人事行政について伺います。

1つ目は、職員の定年退職後の再任用についてです。今年度の退職者は、多くの職員が退職を迎えるとのことで、長年、市民のため、職務を遂行されてきたことに大変感謝を申し上げます。

さて、退職後の再任用についてですが、後任となる職員にとりましては、経験と知識のある先輩職員が身近にいることは大変心強いことと思います。このようなメリットを最大限に活かしつつ、円滑な業務遂行につながればと考えますが、次の2点について伺います。

1点目は、年度末における退職予定者数と再任用職員の予定はどのくらいなのか。

また、新年度において、特に重要案件を抱

えている部署や、人手不足についてはどこも同様とは思いますが、特にマンパワーが必要ではないかと思われる部署については、組織体制については十分に検討すべきかと思えます。これらを踏まえて上で、再任用された職員の配置等にかかわる今後の組織体制についてはどのように考えているのか。

2点目は、新規の採用職員も一定程度採用し、育てていくべきだと思います。そこで再任用と新規採用との考え方についてはどうなのか市長に伺います。

2つ目は、非正規公務員の処遇改善についてです。昨年5月の法改正により非正規公務員について、2020年4月から、会計年度任用職員制度の導入が決まり、条例の改正を行えば、自治体の判断で各種手当の支給が可能となります。非正規でも正職員に近い業務を担う人も多く、業務内容に応じて各種手当等の支給を検討すべきだと思います。

本市においては、大変厳しい財政状況の中、現時点で、制度の内容、特に給与面での処遇内容についてどのようにとらえているのか、その考え方を市長にお伺いいたします。

大綱の2点目は、子育て支援について伺います。

1つ目、通称はみんぐ、子育て支援センターは、子どもの遊びの援助、親同士のネットワークを地域に広げ、子育てを支えていくさまざまな活動をサポートしているセンターですが、子どもや保護者にとっては、大変心強い支援センターであり、職員も一丸となって子育て支援に取り組んでいるところと私は感じます。

開設から17年、現在の市民の利用状況につ

いてはどのようにになっているのか、特に学校教育を前にした、就学前の幼児とその保護者の方達には、子育てに関する困りごとなどを解消していく場所として、より多くの方に利用していただきたいと考えておりますが、利用状況をはじめ、現在の課題とその対策など、どのようにお考えか市長に伺います。

2つ目は、子育て家庭総合支援拠点についてですが、これは平成28年、児童福祉法の一部を改正する法律で、これまで以上に子どもとその家庭を支援する役割が行政に求められており、努力規定ではありますが、市において、子ども家庭総合支援拠点の設置が求められています。

私も、子育てに関する家庭力を高めるためにも、拠点設置については取り組むべきことと感じます。本市としては、支援拠点の設置については、どのように受け止めているのか市長に伺います。

大綱3点目は、教育行政について伺います。

1つ目は全国学力・学習状況調査及び標準学力検査についてです。本市におきましては、標準学力検査において、小2と小5、中2のみで実施していたものを、平成29年度からは、1年ごとの経年変化を見ながら学力向上に活用しようと、小2～中3まで実施されているところであります。

また、確かな学力の定着に向けた取り組みとして、「学力向上プロジェクトチーム」の設置もあります。

そこで、次の2点について伺います。

1点目は、本市における今年度の学力テストの結果と今後の課題についてはどのようにになっているのか。

2点目は、学力向上プロジェクトチームによる活動状況はどのようにになっているのか教育長にお伺いします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 川上議員の質問にお答えいたします。

初めに、人事行政について、職員の定年退職後の再任用についてであります。年度末における退職予定者数につきましては、20名程度となっており、来年度につきましては、多くの再任用職員を任用することになるものと見込んでいるところであります。

次に、再任用職員の配置などにかかる今後の組織体制についてであります。再任用制度の運用につきましては、退職者の公務で培った知識・経験を公務の場で活用していくという考え方から、効率的な公務運営が図られ、組織への影響は大きいものと考えているところであります。

このため、来年度に向けた各所属とのヒアリングにおける重要施策や行政課題などの状況、また、再任用する職員のこれまでの職歴、勤務場所などを考慮した適正な配置を行い、効率的かつ効果的な組織体制となるよう努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、再任用職員と新規採用職員の考え方につきましては、一般的に言われております再任用をすることによって、新規職員の採用への影響も考えられますが、これからの本市の行政運営を適正に継続していくためには、年齢構成や専門性、あるいは社会経済情勢などを考慮した新規採用を行う必要があるものと考えておりますことから、職員数の適正化を進めながら、優秀な人材の確保と育成に努

めてまいりたいと考えているところであり
ます。

次に、会計年度任用職員制度について
ありますが、初めに、給与面での処遇につ
いて、フルタイムでは、給料、時間外手
当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間
勤務手当、通勤手当、期末手当、退職
手当のほか、特殊勤務手当等の職務給
的な手当を支給することとなっております。

また、パートタイムでは、退職手当は
対象となりませんが、その他の手当につ
きましては、一定の要件を満たす者につ
いて同様の内容となっているところで
あります。

なお、本市の嘱託職員につきましては、
既に新たな制度と同様の給与を支給し
ているところですが、臨時職員等につ
きましては異なっているところであり
ます。

次に、制度に対する本市の考え方につ
きましては、基本的には法改正の趣旨
を踏まえ運用すべきものと考えてあり
ますが、現在、任用している嘱託職員
、臨時職員の給与、サービスの規定に
違いがあるなど、さまざまな課題があ
ることから、新たな制度へどのように
移行していくことがよいのか、他市の
状況を調査研究し、十分に検討して
まいりたいと考えているところであり
ます。

次に、福祉行政について、子育て支
援についてありますが、初めに、子育
て支援センターの利用状況につきまし
ては、延べ人数で申し上げますと、
平成28年度大人1,735名、子ども
2,052名で、合計3,787名、1日
平均の利用者数は15.5名、利用世
帯数は177世帯となっており、平成
29年度では、大人2,473名、子
ども2,871名で、合計5,344名、
1日平均の利用

者は21.2名、利用世帯数は206世
帯と、利用人数、利用世帯とも増加
してきております。

また、子育て支援センターにつきまし
ては、子育て親子の交流の場の提供
や、交流の促進を図ることを目的と
して設置しておりますことから、今後
につきましても、親子がいつでも交
流し、育児不安や負担感を軽減でき
るよう、行事や講座など、気軽に利
用していただける取り組みを進めて
まいりたいと考えているところであり
ます。

次に、子ども家庭総合支援拠点につ
きましては、本市における取り組み
といたしまして、家庭児童相談員や
保健師、スクールソーシャルワーカー
が相互に連携して対応しているところ
であり、さらに家庭支援に関する役
割分担や情報共有、支援の方向性を
協議する場として、児童相談所や学
校、保育所、幼稚園など、子ども
や家庭にかかわる関係機関で構成さ
れる要保護児童対策地域協議会の役
割も担った地域ケア会議子育て部会
が設置されているところであり、国
が示す業務内容につきましては、機
能としてすでに対応できているもの
と考えているところであります。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君（登壇） 川上議員の質
問にお答えいたします。

本市における本年度の全国学力・学
習状況調査の結果についてありますが
、小学校6年においては、国語A、
国語B、算数A、理科が全道・全
国比とも5%以上から10%未満
の範囲で下回り、算数Bが全道比で
下回り、全国比で10%以上、大き
く下回る結果となりました。

中学校3年においては、国語Aが全
道・全

国比とも同様となり、国語B、数学A、数学Bが全道・全国比ともに1%以上から3%未満の範囲でほぼ同様となりました。理科につきましては、全道・全国比とも1%以上から3%未満の範囲で平均を超える結果となりました。

この全国学力・学習状況調査につきまして、北海道教育委員会で北海道版結果報告書をまとめ、その中で、テストと同時に実施される児童生徒質問書紙と学力のクロス分析を行い、児童生徒間で話し合う活動を通じて、考えを深めたり広げたりすることができているかとの質問に対しまして、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒ほど、否定的な回答した生徒より平均正答率が高く、クロス分析の別項目では、主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善に取り組んでいると回答した学校ほど、正答率が高い傾向にあります。

また、家庭学習の習慣が定着していると回答した児童生徒ほど、正答率が高い結果となっており、本市においても同様の傾向にあるところでございます。

次に、全国学力・学習状況調査から見られる今後の改善点についてでございますが、本市の児童生徒は、部活や携帯、スマートフォンを利用する時間帯に費やしている時間が非常に多く、その分、家庭においての学習に向かう時間が、全国・全道と比べると少ない結果となっておりますことから、教育委員会といたしましては、各学校の授業改善に合わせ、望ましい生活習慣の確立に向けた取り組みを一層効果的に行うため、家庭や地域、教育委員会などと連携を一層強めた取り組みを推進

していくことが重要と考えているところでございます。

次に、学力向上プロジェクトチームの取り組みについてでございますが、国語、算数の各学年の切れ目のない経年変化を分析・検討できるようにするため、本年度より、標準学力検査の小学校2年から6年の国語・算数、4年から6年の理科、中学校1年から3年の全教科と小学校6年と中学校3年の全国学力学習状況調査の分析をしております。

この内容につきましては、学校や教育行政が果たすべき具体的な方策及び義務教育9年間の成長をイメージした学力向上の推進を図るため、確かな学力育成プランとして冊子にして取りまとめ、教職員等に配布し、授業改善の取り組みに活用するとともに、概要版として、確かな学力育成プラン及び家庭教育の啓発に向けた家庭教育の手引きを作成し、毎年度、保護者等に配布しているところでございます。

●議長小関勝教君 4番、川上美樹議員。

●4番川上美樹議員 自席より再度伺いをいたします。

大綱2点目の福祉行政について伺います。

2つ目の子ども家庭総合支援拠点の設置についてですが、小学校における落ち着いた環境の下での学校生活へスムーズに移行させるためにも、私は、子どもとその家族の力、家庭力を向上させるため、子育てに関する環境整備を自治体として強化させるべきと思います。拠点設置には、専門職の配置が必須であり、基準を満たせば国庫補助の対象にもなります。保育士をはじめとした専門職の人員体制を整備し、子どもと家庭を支援する機能を

強化すべきではと思いますが、市長はこのことについて、どのようにお考えか伺います。

次に、大綱３点目の教育行政についてですが、１点目の学力テストの結果と今後の課題についてですが、小学校においては、全国平均を大きく下回る結果となった要因として、本市の児童生徒が、携帯、スマートフォン等の利用時間が非常に長いということがあげられることについては、私も同様に思います。

夕張市においては、コミュニティスクール事業の一環として、家庭学習強化週間と名付け、ゲームやスマートフォンの利用時間の制限に一斉に取り組むなど、家庭との強い連携のもと、その効果が注目されているというマスコミの報道もありました。

児童生徒の携帯、スマートフォンの利用対策について、どのように考えているのか。

また、２点目の学力向上プロジェクトチームの取り組みとして、家庭教育の手引きを毎年度、配布しているとのことですが、果たして、これがきちんと家庭で読まれていて、実践されているのか、結果に反映されているのか一度検証すべきかと思いますが、このことについてはどのように考えているのか、教育長に伺います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 川上議員の質問にお答えいたします。

初めに、子ども家庭総合支援拠点の設置についてであります。現在のところ、拠点となる施設整備は考えていないところでありますが、国が示す趣旨や目的、理念の重要性は十分認識しており、職員採用につきましては、国庫補助を財源として、保育士や社会福祉に

関する専門職の確保につきまして検討するとともに、これまでの関係機関との連携を強化し、地域資源も活用しながら、支援のネットワークを広げる取り組みを進めてまいりたいと考えているところであります。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君 川上議員の質問にお答えいたします。

スマートフォンを含め、本市の児童生徒の家庭生活の習慣についてでございますが、本年の全国学力・学習状況調査におきましては、質問紙調査の「放課後に何をして過ごすことが多いですか」との質問に対しまして、家庭でテレビやラジオ、ビデオ、DVDを見たり、ゲームをしたり、インターネットをしたりしていると回答した児童の割合が、本市６年生で90%、北海道では86%、全国では81%となっており、本市の児童の使用割合が高い結果となったところでございます。

また、中学校３年では、本市が84.3%、北海道が82.5%、全国では77.3%となっており、中学生も全国・全道より利用率が高い結果となっているところでございます。

近年、スマートフォン、ゲーム機等の使用が脳に与える影響が医学的にも示されており、本年３月には、東北大学が毎年実施される標準学力調査にあわせまして、仙台市立の小中学校生７万人を対象とし、学習意欲や生活習慣に関するアンケート調査を５年間追跡調査した結果、例えば、家庭での勉強時間が２時間以上でスマートフォン、ゲーム機等の使用時間が４時間以上の場合の正答率が55%なのに対しまして、勉強時間が30分未満で、スマホを全く使用しない場合の正答率は60%とい

う結果がデータとして示され、スマートフォン、ゲーム機等の使用が脳に大きな影響を与えている可能性を示唆した内容となっているところでございます。

このことから、教育委員会といたしましては、学力向上の観点に加えまして、医学的観点からも、家庭でのスマートフォン等の使用を制限する必要があると考え、本年度、家庭における児童生徒の利用状況調査を実施し、子どもたちの利用状況の実態を明らかにした上で、保護者に対しまして、学校だよりや参観日等で保護者自らが子どもの前でスマートフォンを使用しない、子どもの使用時間や時間帯を決める、これらを守らない場合は使用を認めないなど、家庭内でのスマートフォンの使用ルールをつくるよう啓発してまいりたいと考えています。

次に、家庭学習についてでございますが、本年度の全国学力・学習状況調査におきまして、平日、家で1時間以上勉強すると答えた本市小学校6年生は、38.5%であり、年々増加しているところでございますが、全国の66.2%を大きく下回っているところであり、また、中学校3年では、46.4%であり、増減がありながらも、右肩上がりの傾向で推移しておりますが、全国の70.6%には及ばないところでございます。

家庭学習の手引きにつきましては、家庭学習の定着に向けて、児童生徒向けに対しましては、小1では10分以上、小6では60分以上、中1では70分以上、中3では90分以上の学習を行うことに加え、各教科の家庭学習の仕方を示すとともに、保護者に対しましては、低学年では、早寝、早起き、朝ご飯などの生活

リズムの確立や、学習を始める前にテレビを消すこと、宿題を最後までやり遂げさせること、明日の授業予定を一緒に確認すること、また、小学校高学年や中学校の保護者に対しましては、子どもの意思を尊重し、寄り添いと信頼の中で家庭学習を支えていく必要性を示しているところでございますが、アンケートの結果を踏まえますと、保護者に配布している家庭学習の手引きが効果的に活用されていないものと、現状、判断しているところでございます。

このことから、教育委員会といたしましては、各学校の学校だよりを通じまして、保護者に対して、家庭学習に示される取り組みの必要性をさらに啓発するとともに、本年度、一部の学校で試行的に取り組んでいる家庭学習強調週間を全市的に定着させるなど、家庭、学校、行政が連携した中で、本市の子どもたちの学力向上に努めてまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 次に移ります。7番、本郷幸治議員。

●7番本郷幸治議員（登壇） 平成30年第4回市議会定例会にあたり、大綱2点、市長並びに教育長にお伺いします。

大綱の1点目は、美唄市のし尿処理にかかる車両登録についてであります。

本市のし尿処理にかかわる委託業者は2社であると承知しております。これらの委託業者の使用している車両については、営業ナンバーで登録していると聞いておりますが、近隣自治体の事業者の実態はどのようになっているのかお伺いします。また、本市の委託を受けている委託業者は、営業ナンバーを使用

しているが、自家用ナンバーを使用しても何ら法的に問題はないと思いますが、この点についてお伺いします。

大綱の2点目は、学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全確保の推進について、教育長にお伺いします。

本年6月18日、大阪北部で震度6弱を観測した地震では、児童を含む5名が亡くなり、400名以上が負傷しました。特に学校関係では、158人に及ぶ児童生徒が重軽傷を負い、1,200を超える学校で校舎等の天井・ガラス等の破損、壁のひび割れ、断水等の物的被害を受けました。中でも、学校施設のブロック塀が倒壊して、下敷きになって児童が死亡したことは大変痛ましく、二度とこのようなことがあってはならないと、このことを受け、文科省より各学校において、学校防災のマニュアルを踏まえて、改めて、学校施設や通学路を確認し、地震が起きた際に児童生徒らが自分自身の判断で身を守ったり、迅速に避難できるよう指導を徹底するよう通達がありました。

そこで、以下4点についてお伺いします。

文科省から依頼のあった学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査において、安全性に問題のあるブロック塀等を有する学校は何校あったのか。

次に、学校防災マニュアルに基づき、改めて通学路を確認すべきと考えるが、点検の進捗状況はどのようになっているのか。

次に、安全性に問題のある通学路の具体的な対応はどのように考えているのか。

最後に、通学路に面している民間のブロック塀等の撤去費用等は、何らかの支援をすべきと考えますが、どのように対応するのか、

お伺いします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 本郷議員の質問にお答えいたします。

環境行政について、本市のし尿処理にかかわる車両登録についてであります。石狩川流域下水道組合奈井江浄化センターにおいて、し尿処理を行っている11自治体の車両登録の状況につきましては、自家用ナンバーで登録している自治体は7自治体、営業用ナンバーで登録している自治体は3自治体、自家用ナンバー、営業用ナンバーの両方で登録している自治体は1自治体であります。

また、環境省の一般廃棄物収集運搬業等に係る営業用ナンバーの取り扱いについての通知文におきましては、市町村が収集運搬業者に一般廃棄物の収集運搬を委託する際は、自家用ナンバー、営業用ナンバーを確認する必要はないとの回答があることから、本市におきましては、し尿収集運搬業務委託にかかる車両につきましては、自家用ナンバーでも差し支えないと考えているところであります。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君（登壇） 本郷議員の質問にお答えいたします。

初めに、安全性に問題のある学校施設におけるブロック塀についてであります。6月18日に発生しました大阪府高槻市の女子児童の死亡事故を受け、教育委員会で直ちに学校敷地を目視で点検した結果、倒壊の危険があるブロック塀を有する学校はなかったところでございます。

次に、「学校防災マニュアル」に基づく通学路の点検についてでございますが、本年10月

15日から26日までの間、教育委員会職員及び市長部局の担当課職員が、市内小中学校の通学路に面するブロック塀等について、塀の高さ、塀の厚さ、控壁やコンクリート基礎の有無、ひび割れや傾き等の点検項目に従い、目視による安全点検を行ったところ、直ちに倒壊の危険があるブロック塀はなかったものの、今後、大規模な地震等が発生した場合、倒壊の懸念があると思われる箇所が9カ所あったところでございます。

小学校区別に申し上げますと、茶志内小学校区では廃屋が1カ所、峰延小学校区では塀の傾きやひび割れはないものの、建築基準法施行令に基づく塀の高さが2.2メートルを超えるブロック塀が2カ所、東小学校区では、高さが1.2メートル程度以下であるものの、ブロック塀が傾いているものが2カ所、中央小学校区では、高さ2メートル程度のブロック塀の上部が破損し、一部が崩れかかっているものが1カ所と、高さが1.4メートルと1メートルのブロック塀が傾いているものが2カ所、高さ1.2メートルのブロック塀に傾きはないものの、全体的に劣化しひび割れが生じているものが1カ所あったところでございます。

次に、通学路に面し、今回の調査で危険性があるとしたブロック塀につきましては、通学路は市道でもあることから、今後、市長部局と連携し、対応策について協議検討してまいりたいと考えております。

次に、通学路に面している民間のブロック塀等の撤去費用等の支援につきましては、現在、市において支援は考えておりませんが、国では、来年度に向けまして、新たな支援策を検討していることから、本市といたしまし

ては、国の動向を見極めるとともに、市長部局と連携し、必要な対応をしてまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 次に移ります。

5番、楠徹也議員。

●5番楠徹也議員（登壇） 平成30年第4回定例会にあたり、大綱3点について、市長、教育長にお聞きします。

初めに、大綱1点目の農業行政についてです。

本年の主要作物の作柄状況及び農業被害の対応についてですが、本年は、6月から7月中旬にかけての低温、長雨、日照不足、さらに、8月にもこうした状況が発生するなど、これまでになく、さまざまな天候不順が続き、9月の定例会で、同僚議員が主要作物の生育等について質問した際の市長のお答えは、水稻は平年をやや下回り、小麦も平年を下回り、あまりよくない状況、タマネギも小玉傾向で、大豆は収量が心配といったものでしたが、その後、農林水産省が発表した10月15日における南空知の水稻作況指数は、全道でも最低の87となりました。これは、平成となってからは、平成5年の大冷害の47、平成15年の79に次ぐ低い作況で、10アール当たりの予想単収も468キロと、平成21年に469キロを記録して以来、9年ぶりの400キロ台に落ち込む結果となりました。

折しも、今年からは米の作付に対して10アールあたり7,500円が交付されていた米の直接支払交付金が廃止され、米農家にとっては、収量減少と交付金の減少が大きな痛手となっているところです。

そこで、本市の農家を取り巻く状況として、

本市における主要作物の収量、品質などについて、どのような状況となっているか、市が現在把握している内容をお伺いします。

また、9月の台風21号による被災農業施設等の支援策については、先般、被災農業者向け経営体育成支援事業の要望調査が市により実施され、さらに、二次募集の案内があったようですが、この台風の被害発生状況と事業要望の取りまとめ結果並びに今後の事業実施の見込みについて伺います。

次に、大綱2点目、都市計画一般行政について、屋外広告物についてお伺いします。

近年、道内では、店舗やビルの看板落下事故等が相次いで発生しており、3年前には、札幌市で飲食店の看板が落下し、歩行者が意識不明の重体となった悲しい事故が発生したほか、昨年4月には、帯広市において、人的被害はなかったものの、金融機関の看板が同じく落下するなど、人々に大きな不安を与えたことは記憶に新しいところであります。

本年9月には、台風21号と胆振東部地震と、2日続けて災害が発生していることもあり、私自身、市内を歩きまして確認してみますと、本市におきましても、実にさまざまな屋外広告物が数多くあることに改めて気づかされたところであり、落下事故等防止の観点からも、常日頃の点検が重要であると強く認識したところであります。

本市の屋外広告物の許可申請等の手続きについては、市と北海道が連携を図り、屋外広告物の規制を適正に実施するため、北海道から権限移譲されており、本市においても落下事故等防止については、素通りできない問題であると考えます。

そこで、本市における屋外広告物の許可件数についてお伺いするとともに、設置管理者の点検義務及び点検内容、また、市としての指導及び啓発状況と未申請の設置者への対応についてお伺いします。

次に、大綱3点目の教育行政、市民会館について、市長、教育長にお伺いします。

1点目は、補助金の不正受給の経過についてであります。

現在、市教委が刑事告訴している平成26年度に当時の美唄市民劇場が主催して実施した音楽イベントの不正受給について、その後どのような状況になっているか伺います。

また、独立行政法人日本芸術文化振興会が、本年10月26日付で、美唄市文化協会に対して、補助金の一部取消しと返還命令を行ったと発表されておりますが、どのような内容の補助申請に不正が確認されたのか、お伺いします。

2点目は、このたびの市民会館の指定管理者候補の選定手続きにかかる新聞報道について市長にお伺いします。

11月21日のプレス空知に、文化協会理事長は、指定管理者選定委員会の不選定とした対応に反発し、市教委が新規参入者に「便宜供与を図った」とのコメントが掲載されました。これに対して、指定管理者選定委員会は11月24日のプレス空知において、便宜供与は事実無根であり、文化協会理事長の発言は、市民に疑念を与える発言であり、同選定委員会として遺憾の意を表明している内容の記事が掲載されていたところであります。

これまでも、市民会館については、音響や清掃等の外部委託に関して、美唄市や市教委と文化協会の考えが異なり、新聞やテレビな

どでの報道があったところでもあります。この便宜供与が事実であれば大変な問題ですが、今回の件についても、これまで同様、文化協会の発言と同選定委員会のコメントが異なっており、どちらが本当なのか不審に思っている市民もいるのではないかと思います。

そこで市長にお伺いします。

1点目は、プレス空知の記事にもありましたが、選定経過はどうであったのか。

2点目は、不選定となったことに対して、文化協会からの申し立てがあったのかなかったのか。あったのなら、どのような申し立てで、それに対して、どのような対応をしたのか、お伺いいたします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 楠議員の質問にお答えいたします。

初めに、農業行政について、本年の主要作物の作柄状況及び農業被害の対応についてですが、水稻の南空知の作況指数は87ですが、各農協からは、まだ調製結果が確定していないものの、収量は平年作を下回り、タンパクの値が高く、一等米の割合も平年を下回る状況であると伺っております。

また、小麦は、秋小麦・春小麦とも収量が落ち込み、1等麦の割合も下がり、規格外の製品が多く発生したこと、大豆及び玉ねぎは、それぞれ調製や選別作業中ですが、平年収量を下回り、大豆は粒が小さく、玉ねぎは小玉の割合が高いこと、アスパラガスも平均年収より大幅に落ち込んだと伺っております。

次に、台風21号による農業被害につきましては、台風直後の被害調査では、栽培用ハウ

ス約180棟、農機具格納庫10棟などとなっておりますが、10月に実施いたしました被災農業者向け経営体育成支援事業の要望調査では、新たな報告・相談が多数あり、この事業の要件を満たし、農業者が事業申請を希望された案件の集計では、申請件数が60件、対象施設内訳は、栽培用ハウス94棟、農機具格納庫50棟、農作業用施設5棟などで、国へ提出いたしました助成要望額は約8,600万円となったところでもあります。

今後の予定につきましては、道が二次要望調査を行うことを決定したことから、本日7日まで要望受付を行っているところであり、今後、この内容も精査して、二次要望申請を行う予定ですが、12月から1月にかけて順次、一次要望、二次要望に対する割り当ての内示などが行われ、道段階の補助金交付決定は、それぞれ1月下旬と2月下旬になるものと見込んでいるところでもあります。

次に、都市計画一般行政について、屋外広告物についてですが、初めに、本市における許可件数につきましては、固定広告物が71件、電柱広告物が2件、合わせて73件となっております。

次に、設置管理者の点検義務の内容につきましては、北海道屋外広告物条例におきまして、広告物を掲出するすべての者に対しまして、補修その他の必要な管理を行い、良好な状態を保持することを義務付けているとともに、北海道屋外広告物管理指針におきまして、必要な点検項目や対応策が示されているところでもあります。

また、主な点検項目につきましては、良好な景観、または風致を害することがないように、

塗装の汚染、変色もしくは剥離、または錆の発生などを点検するとともに、落下により危害を与えることのないよう、基礎の地盤沈下や変形、接合部や構成材料の腐食、破損、変形などを点検しなければならないとされているところであります。

次に、市としての指導と啓発状況につきましては、都市建築住宅課の窓口で屋外広告物に関するパンフレットを設置し、来庁された市民に対しましてPRを行っているとともに、継続許可申請時には、屋外広告物点検結果報告書の提出を求め、接合部などの異常の有無と改善の内容を確認した上で許可することとしているところであります。

また、許可申請書を提出しておらず、許可を受けていない設置者に対しましては、申請書の提出や管理義務などを文書により指導しているところであります。

次に、教育行政について、市民会館についてであります。指定管理者候補の選定手続きにかかる新聞報道につきましては、11月21日のプレス空知に掲載された「便宜供与は明白である」との文化協会の主張に対しては、私といたしましても、市民の皆様に誤解を与えかねない重大な発言と受け止めており、誠に遺憾に思うところであります。

選定経過につきましては、11月24日のプレス空知の報道にありましたように、指定管理者制度導入時から公募施設の募集要項に、当該施設の運営内容につきまして、過去3カ年の実績を添付しているため、市民会館に限らず、すべての指定管理施設の応募者に対しまして、同様の事務手続きを行ってきたところであります。

次に、候補者選定にあたりましては、審査の透明性・公平性を確保するため、学識経験者を含む各委員が、応募者から提出された事業計画書などの申請書類やプレゼンテーションの中で、主観的に判断する項目と具体的に数字で示される客観的な項目に分けて評価を確認し、各委員が評価した点数の合計が最も高い者が候補者として決定されたものであると、選定委員会から報告を受けているところであります。

次に、文化協会からの申し立てについてであります。特に申し立てはございませんが、選定に関していくつかの質問があり、それぞれの質問内容に対する回答は、選定委員会におきまして、全会一致で確認した上で、文化協会へ回答したと報告を受けているところであります。

なお、質問内容につきましては、当該団体の承諾を得ておりませんので、ご答弁は控えさせていただきますと思います。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君（登壇） 楠議員の質問にお答えいたします。

補助金の不正受給の経過についてでございますが、初めに、現在、告訴している件についてであります。3月2日に美唄警察署に告訴状を提出したところでございますが、その後、訴状内容について弁護士に相談し、7月11日、告訴状を再提出し受理され、現在、捜査が進んでいるものと思われませんが、警察からの情報はないところでございます。

次に、文化協会が主催者となり、独立行政法人日本芸術文化振興会から受けた芸術文化振興基金助成金につきましては、現在、刑事

告訴している事業への助成であり、本年5月29日に実施された文化協会に対する助成対象活動の現地調査において、不正事実が確認されたとして、本年10月26日、文化協会に対しまして、平成26年度芸術文化振興基金助成活動における助成金交付決定取り消し及び返還について命じた旨、日本芸術文化振興会から市教委に情報提供があったところであり、この内容につきましては、日本芸術文化振興会のホームページに掲載されているところでございます。

●議長小関勝教君 5番、楠徹也議員。

●5番楠徹也議員 自席より再質問させていただきます。

初めに、農業行政についてですが、答弁では、各作物とも概ね振るわない状況とのことでした。

これまでは、天候不順などで作物の不作があっても、他の作物がそれをカバーする形で農業経営も支えられてきた面がありましたが、本年は、ここ数年にない多くの作物が不作という状況になっています。

こうしたことから、農家経済はどのような影響を受け、どのような状況に置かれていると市長はお考えでしょうか。

また、市としてこうした作柄状況への対応は、今定例会の補正予算案にある債務負担行為補正の農業経営資金利子助成が、参考資料では平成30年の天候不順に起因する農業被害により、借り入れた資金に対して、利子助成を行うものと説明があることから、これが支援策の1つかと思いますが、市の対応予定についてお伺いします。

また、こうした自然災害等による収量減少

に対する制度として、既存では、農業共済制度があるほか、さらに、さまざまな要因による収入減少全般に対応する制度として、来年度から収入保険制度もスタートし、現在、加入の受け付けが行われていると思います。

そこで、本年の各作物の農業共済の対応見込み並びに収入保険制度への現在の申し込み状況について、市に情報があればお答えください。

さらに、収入保険制度については、私が昨年の第4回定例会で質問させていただいた際に、市長は、制度の仕組み等について、市としても生産者への周知を図っていくと答弁されましたが、市はどのような対応を行ってきたのかお伺いします。

次に、台風被害対策については、当初の被害報告内容と、要望している事業内容を比較しますと、栽培用ハウスの申請が半分程度で、農機具格納庫の申請が大幅に増えているようですが、その理由について、市はどのようにお考えでしょうか。申請を希望した農家の被災施設が、事業要望にすべて盛り込まれているのかどうか、お伺いします。

次に、都市計画一般行政についてですが、屋外広告物に対する安全対策につきましては、ただいま市長からご答弁していただいたとおり、私個人としても、その業務内容につきましては、大変よく理解するものであります。

しかしながら、屋外広告物の設置管理者が自らの義務と責任を持ってその安全に取り組むばかりでなく、行政としても、現地へ赴くなど、屋外広告物の落下など、危険防止のため、その安全性の向上に尽力すべきと考えております。

特に本市におきましては、例えば、国道12号線などの歩道沿いにたくさんの看板が設置されている現状にあります。市民が安心して通行できるまちづくりを進める上でも、行政の取り組みが大変重要と考えられます。この点を踏まえた市長の意見を伺います。

次に、教育行政の補助金の不正受給についてですが、その後の経過は承知したので、今後の推移を見守りたいと思います。

しかし、これまでの市教委や文化協会の説明では、文化協会の前理事長と前館長が個人として行ったもので、文化協会が関与したものではないと聞いておりましたが、この度の日本芸術文化振興会の発表を見る限り、市教委から当時の市民劇場に支出した補助金に関して、同じイベントに対して、文化協会も日本芸術文化振興会に虚偽の補助金申請をして、この度の調査で不正事実が発覚し、返還命令が出たということは、当時、文化協会も市民劇場に支出した補助金に関与していたと考えるのが一般的だと思いますが、教育長の見解を伺います。

次に、指定管理者選定委員会の選定手続きの件ですが、選定委員会の選定経過は適正であると判断しましたが、SNS上では、11月21日のプレス空知の記事がフェイスブックに書き込まれており、その中では、美唄市、市教委、議会に対して、誹謗中傷の書き込みがされております。この書き込みは、対外的にも美唄市は歪められた形で発信されております。このSNSの書き込みに対して、市長は確認されているのか、また、確認しているのであれば、市長はどのように感じているか、お伺いします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 楠議員の質問にお答えいたします。

初めに、本年の農家経済の状況についてありますが、私は、8月に実施いたしました各作物の作況調査と9月に実施いたしました米の収穫・調製状況の視察により、収穫量や品質、そして農業所得への影響を心配していたところではありますが、結果といたしまして、各作物とも厳しい状況にあることから、農家経済は減収により、大きな影響があるものと認識をしているところであります。

こうした中、被害を受けた農業者の今後の農業経営の継続や経営安定のため、市といたしましても、利子助成の支援が必要であると判断し、農業経営資金利子助成に係る債務負担行為補正の予算案を提出させていただいたところであります。

次に、農業共済の対応見込みにつきまして、本年度産のいずれの作物も損害評価の確定・公表時期はこれからで、結果が出ていないこと、収入保険は、11月末現在の加入申し込みが32名となっていることを農業共済組合から伺っているところであります。

なお、収入保険制度の周知につきましては、市では、農政課の窓口などに収入保険制度にかかわるポスター、パンフレットを配置するとともに、市のホームページにも、収入保険制度のページを開設し、作物別の収入保険パンフレットを掲載し啓発するとともに、国のホームページに示すさまざまな資料が閲覧・参照しやすいよう、リンクも張るなどしてきたところであります。

次に、台風被害への支援対策事業の申請内

容につきましては、栽培用ハウスの申請要望が少なかったのは、この事業の支援を受けた場合、当該栽培用ハウスは支援後、農業共済制度の園芸施設共済に継続加入することが採択要件となっていることに加え、これまで、1年のうち必要な月数だけ加入できた共済の仕組みが、来年1月からは通年で加入する制度に変わることから、支援を受けて復旧した場合、後々の共済掛金の負担が大きくなる可能性があることが、申請の判断に影響しているのではないかと考えているところであります。

このほか、被害はあったものの、手持ちの資材で自力復旧したため、補助対象経費が生じない場合も申請対象とならないところであります。

一方、申請が増えた農機具格納庫は、火災共済等に参加しているため、当初は、被害報告を行わなかった方々が、国から示された採択要件が、火災共済金受け取りの対象となった場合でも、申請可能であると確認できたことから、当初の被害報告よりも要望申請が多くなったものと考えているところであります。

なお、こうした案件も道へ被害報告を行ったところであり、第一次の申請では、国への要望に全て盛り込めたものと考えているところであります。

また、第二次につきましても、同様に取り扱えるよう事務を進めているところであります。

次に、屋外広告物の安全対策についてであります。本市といたしましては、看板などの落下事故を未然に防止し、市民の安全な通行の確保に努めていかなければならないと考

えているところであります。

この点を踏まえ、今年度につきましては、9月26日に、北海道との合同による現地安全対策パトロールを行い、屋外広告物の破損状況などを調査するとともに、危険性のある看板につきましては、管理者に対しまして、その改善指導を実施しているところであります。

また、来年度以降につきましても、北海道との連携をさらに強化するとともに、現地におけるパトロールの実施の際には、一般市民に対しましても、危険性のある看板の情報提供を呼びかけるPR活動を行い、屋外広告物の安全性の向上に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、SNSの書き込みについてですが、公開されておりますフェイスブックの投稿につきましては、私も目にしたところでございますけれども、市民会館や市立美唄病院の建替え等に関する内容のほとんどが主観的な考えによるものであり、このような内容が市内外に拡散されたことに関しましては、残念に思うところであります。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君 楠議員の質問にお答えいたします。

音楽イベントに関する文化協会の関与についてでございますが、美唄市教育委員会では、美唄市民劇場が音楽イベントを実施するかのよう装って、補助金を詐取した可能性があるとして、文化協会の前理事長と元職員の2名を被告訴人として刑事告訴しているところでございます。

この度、日本芸術文化振興会が個人に対してではなく、文化協会に返還を命じたことに

つきましては、日本芸術文化振興会が決定したことであり、また今後、この返還命令に対しまして、文化協会として応ずるかどうかの判断もあると思いますので、私といたしましては、この件について、文化協会が関与したかどうかお答えすべきではないものと考えております。

●議長小関勝教君 5番、楠徹也議員。

●5番楠徹也議員 自席より再度質問させていただきます。

農業行政についてですが、あくまでも試算とは言いながら、14億円近い減収額が見込まれていると聞いておりますが、びばい未来交響プランの農業振興に掲げる成果指標の農業総販売額、目標値が56億円であることを考えると、非常に大きな影響額であり、基幹産業の農業でこのような事態が生じることは、農業はもとより、本市経済にとっても痛手と考えます。被災農業者の負担軽減のため、営農資金対策としての農業経営資金利子助成を農協と連携して取り組むこととしたとのことでありました。詳しい内容は予算審査特別委員会でお尋ねしたいと思いますが、過去の自然災害時の対応と比べ、今回の対応は、これで十分だとお考えなのか、お伺いします。

また、農業は過去の経験をもとに、さまざまな災害技術対策や病害に強い品種改良など、農業者も関係者も努力を積み重ねておりますが、自然を相手とした営みであり、いかんせん、天候条件に左右されやすい産業であることは否めません。今後、より自然災害に強い農業経営を確立するため、市としては、どのような取り組みを展開されていくか伺います。

次に、教育行政補助金の不正受給について

ですが、独立行政法人の日本芸術文化振興会が独自の調査により不正を確認し、文化協会に対して返還命令を出したように、市教委としても、独自の調査・判断により補助金の返還命令をかけるべきではないかと思いますが、教育長の見解を伺います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 楠議員の質問にお答えいたします。

過去の災害対策支援との比較についてであります。これまでも農家負担軽減のため、営農資金対策の利子助成を農協と連携して実施してきたほか、そのときの災害の内容に応じて、ハウス復旧支援、融雪剤支援などを実施してきたところであり、この度の対策につきましても、農協と連携して農業者の負担を軽減することにより、農業経営の継続と安定化を図る効果があり、十分かどうかの判断は難しいところではありますが、必要な対応であると考えているところであります。

次に、災害にも強い農業経営の確立についてであります。美唄市農業ビジョンの施策の基本方針の1つであります「強い農業経営基盤づくりの推進」の一環として、基盤整備の推進や担い手への農地の集積、女性や若手農業者の研修支援などを進めておりますが、これらによるほ場条件の改善、作業効率の向上、肥培管理・営農技術の向上など、一つひとつの取り組みが、災害にも強い経営基盤づくりにつながるものと考えているところであります。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君 楠議員の質問にお答えいたします。

補助金の不正受給についてであります、教育委員会では、弁護士の先生と相談した上で、今回の件につきましては、詐欺罪の可能性があると、個人を刑事告訴しているところでございます。

この度、日本芸術文化振興会が独自の調査により、文化協会に対しまして、補助金の返還命令をかけたところでございますが、告訴の件につきましては、現在、捜査が継続しておりますので、私といたしましては、訴状に対する捜査結果を見て、必要な対応をしてまいりたいと考えているところでございます。

●議長小関勝教君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

午後 2 時 1 0 分 延会

